

災害時の要援護者対策は 情報共有から

国では、2006年に災害時に高齢者や身体障がい者を対象とした「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を改訂しました。これを受け、各自治体で避難方針（全体計画、災害時要援護者名簿、個別計画）を策定・整備することになってはいますが、具体的な対策はまだです。

調査・政策室スタッフ／前田多賀子(厚木市民自治をめざす会)



2006年、国のガイドライン改訂時に、個別計画作成に当たり情報の関係機関共有方式が提案され、相互連携を可能にしました。情報連携が進むことで支援計画の実効性が期待されます。

県内では、避難支援プランの全体計画は、33市町村の内26市町村が策定(79%)済みであり、全市町村が要援護者の名簿等の整備に着手しています。しかし、要援護者に対する避難誘導や安否確認等の具体的な個別計画については、取組みに温度差があります。

計画策定にあたって、要援護者の情報を一部の団体だけに提供している自治体や「支援者」が未定の自治体も多く、災害発生時、適切に支援が出来るのか疑問です。行政は地域防災・組織に適正に情報を提供するよう仕組みを整える必要があります。

顔の見える範囲での支援体制

藤沢市では、行政が要援護者名簿を提供し、自主防災組織や自治会が支援体制を整備する取組が進められています。既に、自治会等の53%で実施されています。個別計画は、登録者の生活や健康状態の変化に応じて更新し、福祉施設と連携し情報を把握して

おくこと、顔の見える範囲で支援できる体制を作ることが大切です。しかし、自治会の組織率が低く地域の連携が弱いところでは、名簿提供を受けられない等、組織作りは今後の課題となっています。

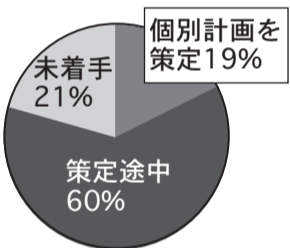
民生委員の役割

多くの自治体の地域防災計画では、要援護者対策を民生委員が担うとされています。そこで、神奈川ネットでは4月29日に民生委員を招いて座談会を開催し、実態について伺いました。民生委員は一人暮らしの高齢者等を5人から25人ほど担当し、見守り活動をしています。3・11震災時には、当日中に訪問・電話で安否確認をした人が大半でしたが、中には民生委員本人が帰宅困難者になった例もあります。民生委員は自ら身の安全を第一にと

常々行政から言われていることですが、あまりに負担が大きいの声が上がっています。民生委員が被災者となること

グラフ

神奈川県内個別計画策定状況



(23年度総務省消防庁調査結果より)

地域防災会議に民生委員や福祉施設関係者の参画をすすめ、支援者が健康状態や常備薬の情報共有しやすい仕組みや避難所での医療品の対策もすすめていくべきです。神奈川ネットでは、昨年に引き続き防災プロジェクトを立ち上げ、各自治体の要援護者対策の実態を調査・検証し政策提案していきます。

さらに、災害発生時に支援者が適切に動けるよう支援者中心に防災訓練などを実施し、近隣の学校、福祉施設と連携していく必要があります。また、要援護者宅の家具の転倒防止対策や自宅での備蓄品の保管、震災時の避難ルートなど、地域で災害情報を共有し、複数の支援策を持つことが必要です。



▲4/29民生委員を招いて意見交換

安全な食品を選択する権利は保障されるべき

視点



神奈川ネット共同代表
若林 ともこ
(ネット青葉/県議)

4月20日、農水省の食料産業局長・課長名で「食品の放射性物質に係る自主検査における信頼できる分析等について」という通知が出され、マスコミでも報道され問題となりました。生協やスーパーなどの流通業、市民測定室など民間の食品の独自検査を「科学的に信頼できる分析を得るための要件」に添って行うことや、「過剰な規制と消費段階での混乱をさけるため」に、食品衛生法の基準値に基づいて判断するよう周知を求めています。民間による独自基準は、食品衛生法をクリアした上でさらなる食の安全への取組みです。これまでも、食の安全・健康を守るために、消費者団体や生協・市民測定団体などが、食品添加物・残留農薬・遺伝子組み換え食品への対策などの独自の基準や検査を実施してきました。

昨年7月には、総務省大臣官房長から法律によらず通知・通達のみをもって国民の権利・義務に影響を及ぼすことは、それ自体が無効であり、記載しないよう求めた「総務省における今後の通知・通達の取扱い」も公表されています。その後、農水大臣からはこの通知は「お願いごと」であったというコメントも出されましたが、こういった対応が行政・政治への不信を生みます。

東日本大震災後の福島原発事故に対する政府の放射性物質への対応が後手に

◎ ◎

今後も、食品による内部被ばくを避けるため、とりわけ、放射線に対する感受性の高い子どもたちにとって安心・安全な食べ物の選択が保障される取組みが求められます。

藤沢市の要援護者支援のしくみ

- 地域の組織が支援体制を創ることを行政に申請。(自治会・自主防災組織など)
- 団体ごとに支援に必要な情報収集や情報提供について個人情報の規定を定める。
- 市から要援護者に意思確認の通知をし、情報を提供。(登録を希望しない選択も可)
- 情報を基に当事者と個別面談を行い個別計画を策定。要援護者マップを作成する等。民生委員にも同様の情報が入るので身近な地域で実効性ある支援対策が策定可能。



▲鎌倉市七里ガ浜では、4自治会による合同防災訓練に500人が参加